

議案第 56 号

四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

四條畷市長 錢谷 翔

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援金制度が創設されたことに伴い、国民健康保険法施行令の一部改正及び大阪府国民健康保険運営方針の一部改定が行われたことにより、子ども・子育て支援納付金分に係る府内統一基準が設定されたため、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

四條畷市国民健康保険条例(昭和34年条例第252号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項を次のように改める。

第10条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

第11条第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。)」の次に「並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に、「国民健康保険事業納付金」を「国民健康保険事業費納付金」に改める。

第15条の6の2第1号中「次号において同じ。)」の次に「の額」を加える。

第15条の6の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改め、同条第2項中「の場合に」を「に規定する保険料率の決定について」に改める。

第15条の7第1号中「次号において同じ。)」の次に「の額」を加える。

第15条の10第2項中「の場合に」を「に規定する保険料率の決定について」に改める。

第15条の11の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第15条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第20条、第20条の5、第20条の6及び第20条の8の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第20条の8に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定より貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 前項の場合において、同項の子ども・子育て支援納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の14 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等を賦課標準額とし、第15条の15の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 第13条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の15 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する保険料率の決定について準用する。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の16 第15条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えることができない。

第19条第1項中「第12条、」を「第12条若しくは」に改め、「又は特例対象被保険者等となつた場合」を削り、「第15条の8」の次に「若しくは第15条の13」を加え、「又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。」に定める額の次に「若しくは同条第7項各号に定める額」を、「第20条の5第1項(同条第3項)の次に「又は第4項」を加え、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第20条の5第4項第1号」を「同条第5項」に、「同条第6項」を「同条第7項又は第8項」に、「又は第4項」を「から第5項まで」に、「若しくは同条第5項各号」を「、同条第6項各号」に、「同条第7項又は第8項」を「同条第8項から第10項まで」に、「額の算定」を「若しくは第20条の8第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第15条の6の3の額若しくは第15条の8の額」を「、第15条の6の3、第15条の8若しくは第15条の13の額」に改め、「第20条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第7項各号に定める額」を加え、「第1

5条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第20条の5第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第20条の8第1項に定める額」に改める。

第20条第1項第1号中「、所得税法」の次に「(昭和40年法律第33号)」を、「次号及び第3号」の次に「並びに第7項」を加え、同項第2号中「第29条の7第5項第3号ロ」を「第29条の7第6項第3号ロ」に改め、同項第3号中「第29条の7第5項第3号ハ」を「第29条の7第6項第3号ハ」に改め、同条第2項中「前項第3号」を「前項各号」に改め、同条第3項中「第1項第3号」を「第1項各号」に改め、同条第4項中「、第15条第2項」を「、第15条第2項の規定中「前項」とあり、同条第3項中「第1項」とあるのは「第20条第1項」と、同条第2項」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、「、第2項中「前項第3号」とあるのは「前項第3号(第5項において読み替える場合を含む。)」と、第3項中「第1項第3号」とあるのは「第1項第3号(第5項において読み替える場合を含む。)」と、第4項中「第15条」とあるのは「第15条の6の5」と」を「第4項中「第20条第1項」とあるのは「第20条第5項の規定により読み替えられた同条第1項」と」に改め、同条第6項中「から第4項」を「から第4項まで」に、「第2項中「前項第3号」とあるのは「前項第3号(第6項において読み替える場合を含む。)」と、第3項中「第1項第3号」とあるのは「第1項第3号(第6項において読み替える場合を含む。)」と、第4項中「第15条」とあるのは「第15条の10」と」を「第4項中「第20条第1項」とあるのは「第20条第6項の規定により読み替えられた同条第1項」と」に改め、同条の次に次の2項を加える。

7 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第15条の16に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険

者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に1

0分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）

に、国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乘じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乘じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乘じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

8 第15条第2項及び第3項の規定は、前項各号のア及びイに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第15条第2項の規定中「前項」とあり、同条第3項の規定中「第1項」とあるのは「第20条第7項」と、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」と読み替えるものとする。

第20条の2中「及び前条第1項」を「、第15条の6の4、第15条の9及び第15条の14並びに前条第1項（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第7項」に改める。

第20条の5第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第2項中「、第15条第3項」を「、同項」に改め、「規定中」の次に「「第1項」とあるのは「第20条の5第1項」と、」を加え、同条第3項中「第2項中「第15条第3項」とあるのは「第15条第3項（第15条の6の5第2項において準用する場合を含む。）」と」を「前項中「第20条の5第1項」とあるのは「第20条の5第3項の規定により読み替えられた同条第1項」と」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に、「「後期高齢者支援金等賦課額」と」の次に「、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項の規定により読み替えられた同

条第1項各号」とを加え、「第5項中「第15条第3項」とあるのは「第15条第3項(第15条の6の5第2項において準用する場合を含む。)」と」を「前項中「第20条の5第5項」とあるのは「第20条の5第7項の規定により読み替えられた同条第5項」と」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、第15条第3項」を「、同項」に改め、「規定中」の次に「第1項」とあるのは「第20条の5第5項」と、」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の15」と、第2項中「第20条の5第1項」とあるのは「第20条の5第4項の規定により読み替えられた同条第1項」と読み替えるものとする。

第20条の5に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第7項各号」と、「第15条」とあるのは「第15条の15」と、第6項中「第20条の5第5項」とあるのは「第20条の5第8項の規定により読み替えられた同条第5項」と読み替えるものとする。

第20条の6第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第5項に」を「第6項に」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第2項中「同条第2項中」を「同項中「前項」とあるのは「第20条の6第1項」と、」に改め、同条第3項中「「第15条第2項」とあるのは「第15条第2項(第15条の6の5第2項において準用する場合を含む。)」と」を「「第20条の6第1項」とあるのは「第20条の6第3項の規定により読み替えられた同条第1項」と」に改め、同条第4項中「「第15条第2項」とあるのは「第15条第2項(第15条の10第2項において準用する場合を含む。)」と」を「「第20条の6第1項」とあるのは「第20条の6第4項の規定により読み替えられた同条第1項」と」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項中」を「第6項中」に、「第6項中「第15条第2項」とあるのは「第15条第2項(第15条の10第2項において準用する場合を含む。)」と」を「「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第6項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第20条の6第6項」とあるのは「第

20条の6第9項の規定により読み替えられた同条第6項」とに改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「第12条」を「「第12条」」に、「前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条第2項（第15条の6の5第2項において準用する場合を含む。）」と」を「「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項中「第20条の6第6項」とあるのは「第20条の6第8項の規定により読み替えられた同条第6項」とに改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「同条第2項中」を「同項中「前項」とあるのは「第20条の6第6項」と、「」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の13」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の16」と、第2項中「第20条の6第1項」とあるのは「第20条の6第5項の規定により読み替えられた同条第1項」と読み替えるものとする。

第20条の6に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の13」と、「第15条の6」とあるのは「第15条の16」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第7項各号」と、第7項中「第20条の6第6項」とあるのは「第20条の6第10項の規定により読み替えられた同条第6項」と読み替えるものとする。

第20条の7の次に次の1条を加える。

（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

第20条の8 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の15の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料

率に相当する額（第20条第7項、第20条の5第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は第20条の6第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同項の規定中「第1項」とあるのは「第20条の8第1項」と、「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の四條畷市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 令和8年度分の保険料に係る新条例第15条の16の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額」とあるのは「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額」と読み替えるものとする。